証券コード 4345 2020年5月29日

株主各位

長野県上田市古里115番地

株式会社シーティーエス

代表取締役社長 横 島 泰 蔵

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月19日(金曜日)午前10時
- **2.** 場 所 長野県上田市天神 4 24 1

上田東急REIホテル 3階『信濃』の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第30期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第30期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

- 1. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.cts-h.co.jp/)に掲載しております。
 - (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書| 「個別注記表|

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.cts-h.co.jp/)に掲載させていただきます。

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

- 1. 株主総会にご来場いただく際は、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 当日、株主総会にご来場いただきましたら、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開場時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主 総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

・感染リスクを避けるため、**本年は株主総会当日にご来場なさらずとも、書面またはインターネッ** トによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

(書面またはインターネットによる議決権行使の詳細は、3、4頁にございます)

- ・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧 にご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席する役員、および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・株主総会開催上の注意事項やお願い事項の詳細につきましては、当社ウェブサイト (https://www.cts-h.co.jp/) に掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上 げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同 封の議決権行使書用紙を会場受付へ ご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月19日(金曜日) **午前10時**



書面 (郵送) で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の 賛否をご表示のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2020年6月18日 (木曜日) **午後6時到着分まで**



インターネットで議決権を 行使する方法

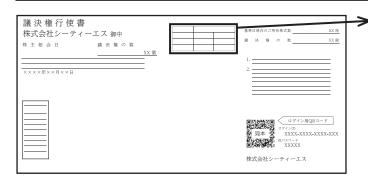
次ページの案内に従って、各議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2020年6月18日 (木曜日)

午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



➤こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「**賛**」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」 の欄にO臼
- 反対する場合
- > 「否」の欄に〇印

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

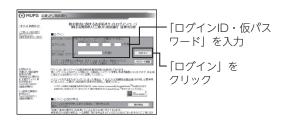
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

第 30 期 事 業 報 告

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2019年4月1日~2020年3月31日)の当社グループの主要顧客である土木・建築業界を取り巻く環境につきまして、公共投資・民間投資ともに底堅く推移いたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、先行きについては予断を許さない状況となりました。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、2019年3月期から2021年3月期までの3ヵ年を対象にした中期経営計画を策定しており、当社グループは建設 I C T の専門企業として、その中核となる中期経営方針に下記の4項目を掲げ、この方針を基に事業を着実に展開してまいりました。

- ・土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大
- ・地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大
- ・建設ICTの独自商品・サービス強化及びシェア拡大
- ・営業体制・機能の強化による生産性向上及び市場開拓

当連結会計年度の業績につきましては、主力事業の建設 I C T (システム事業・測量計測事業) において、新規顧客開拓等を積極的に進めた結果、当事業の売上高は7,524百万円(前期比9.3%増)となりました。

利益面では、建設ICT (システム事業・測量計測事業) への人員増加策及び処遇改善による人件費の増加などにより、当事業の販売費及び一般管理費が1,910百万円 (前期比8.2%増) となりましたが、売上総利益の増加により営業利益は1,615百万円 (前期比15.2%増) となりました。

以上の結果、当連結会計年度のグループ全体の実績は、売上高9,172百万円(前期比6.5%増)、 営業利益1,852百万円(前期比16.5%増)、経常利益1,818百万円(前期比16.6%増)、親会社 株主に帰属する当期純利益1,248百万円(前期比17.1%増)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

X	期別		第 29 (2018年 4 月 (2019年 3 月	1日から \	第 30 期 (2019年 4 月 1 日から) 2020年 3 月31日まで)					
	73					売 上 高	構成比率	売 上 高	構成比率	
シ	ス	テ	Д	事	業	百万円 3,563	41.4	百万円 4,142	45.2	
測	量	計	測	事	業	3,320	38.5	3,382	36.9	
/\	ウ	スが	莆 品	事	業	1,108	12.9	1,097	11.9	
そ		0	り		他	620	7.2	550	6.0	
2	合計			-	Ħ	8,613	100.0	9,172 100.0		

<システム事業>

当事業につきましては、建設現場事務所用のモバイル回線を中心に、業界に特化した入出力機器・サービス等 (MFP・ネットワークカメラ等)のレンタル・販売に関して、新商品・サービスの拡充等による商品力の強化、新規顧客の開拓等を積極的に展開した結果、受注を順調に確保することができ、当事業の売上高は4,142百万円(前期比16.2%増)となりました。利益面は、中期経営計画に基づく積極的な人員増加策に伴う人件費の増加などにより、販売費及び一般管理費が増加いたしましたが、売上高の伸長と売上総利益率の向上により売上総利益が増加し、セグメント利益(営業利益)は1,064百万円(前期比18.2%増)となりました。

<測量計測事業>

当事業につきましては、測量機器及び計測システム等のレンタル・販売に関して、2019年 4月にリリースした転圧管理システム「Geo-Press Cloud」の出遅れ等があった一方で、昨今の人手不足や国土交通省が推進するi-Construction対応工事の需要等により、ワンマン測量システムのレンタル及び大型案件の販売は堅調に推移し、当事業の売上高は3,382百万円(前期比1.9%増)となりました。利益面は、転圧管理システム「Geo-Press Cloud」が出遅れたものの、ワンマン測量システム等のレンタル売上高の増加及び測量機器販売の増加により売上総利益が増加し、販売費及び一般管理費についても営業活動の効率化等に努めた結果、セグメント利益(営業利益)は550百万円(前期比9.9%増)となりました。

<ハウス備品事業>

当事業につきましては、建設現場事務所用ユニットハウス及び什器備品等のレンタル・販売に関して、既存顧客への営業等を積極的に展開しましたが、シェア確保に伴う厳しい受注競争等により、当事業の売上高は1,097百万円(前期比1.0%減)となりました。利益面は、業務効率の改善等、レンタル原価の削減に努めた結果、セグメント利益(営業利益)は184百万円(前期比8.5%増)となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は550百万円(前期比11.3%減)となりました。セグメント利益(営業利益)は52百万円(前期比183.8%増)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,171百万円であります。その主な内訳は、システム事業及び測量計測事業のレンタル用資産である、デジタルカラー複合機及び測量機器等の取得であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3ヵ年を対象とした新たな中期経営計画を 策定し、以下の経営課題に取り組んでまいります。

■どこへ

① 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大

東京オフィスを拠点に当社の全国ネットワークを活かし、広域で事業を営んでいる顧客の 獲得をより推進し収益の拡大に努めてまいります。

② 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大

これまでの土木工事を中心とした顧客への営業活動に加えて、建築工事、電気・管等の設備工事等の新規顧客の開拓を積極的に行い収益の拡大に努めてまいります。

■何を

③ システム・測量計測事業を中心とした独自商品・サービスの開発強化及びサポートの充実 少子高齢化、働き方改革等に対応して、建設業における業務の省人・省力化を推進する商品・サービスの開発と、顧客サポートの充実をより一層推進してまいります。また、国土交通省が推進する「i-Construction」(ICT施工)に関しては、内製化を目指すユーザーに対する支援を積極的に展開してまいります。

■どのように

④ レンタル業を基本とした営業・サポート体制の構築及び全国展開の推進

測量機器をはじめ、ツールが高度化・システム化・ネットワーク化し、所有による維持・ 管理が複雑で難しくなってきている状況を踏まえ、商品・サービスの提供をレンタル中心で 行っていくことで顧客利便性を高めてまいります。また、リピーター獲得のための営業体制、 及びそれらを支える直接・遠隔でのサポート体制の構築と営業ネットワークの全国展開を推 進してまいります。

なお、当該中期経営計画の最終年度である2023年3月期において達成すべき目標を以下のとおり掲げ事業の展開を推進してまいります。

・レンタルを基本とした主力商品・サービス売上高 80億円超(2020年3月期対比50%増)

・営業利益率 20%超

·ROE 20%超

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

Image: section of the	分	期別	第27期 (2016年4月1日から) 2017年3月31日まで)	第28期 (2017年4月1日から) 2018年3月31日まで)	第29期 (2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)	第30期 (2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)
売	上	高(百万円)	_	8,578	8,613	9,172
経	常利	益(百万円)	_	1,465	1,559	1,818
親名	会社株主に帰属 期 純 利	する 益(百万円)	_	1,026	1,066	1,248
1当	株 当 た 期 純 利 益 st	り (円)	_	25.01	24.63	29.24
総	資	産(百万円)	_	12,279	12,057	11,720
純	資	産(百万円)	_	6,960	7,120	7,842

- (注) 1. 第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期の各数値については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 4. 2017年8月1日付けで普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第29期より適用しており、第28期の総資産は組替後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

Image: section of the	分		期別	第27期 (2016年4月1日から) 2017年3月31日まで)	第28期 (2017年4月1日から) 2018年3月31日まで)	第29期 (2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)	第30期 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)
売	上		高(百万円)	7,284	7,879	7,993	8,699
経	常	利	益(百万円)	1,130	1,307	1,419	1,681
当	期純	利	益(百万円)	799	928	972	1,163
1 当	株 期 純 利	た 益 金	り 額 (円)	19.97	22.60	22.47	27.26
総	資		産(百万円)	8,633	11,648	11,583	11,261
純	資		産(百万円)	3,620	6,772	6,839	7,476

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 2017年3月1日付け及び2017年8月1日付けで普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。 第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第29期より適用しており、第28期以前の総資産は組替後の金額で表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社レンタライズ	120百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレン タル及び販売 等
株式会社CTSラインテック	100百万円	100%	交通安全・環境関連の工事 等

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業名	事	業	内	容
システム事業	ITインフラサービスのレス 建設業に特化したクラウト れらと繋がる建設現場のIT	ジストレージサービス		
測量計測事業	測量計測システム・i-Cor MDTS・GNSS等によるワ 3D計測・データ作成代行	ンマン測量システム	等(基本分野)、転圧管理	システム、3Dスキャナ、
ハウス備品事業	ユニットハウス・関連備品 オフィス機能の総合レンタ		反売	
そ の 他	交通安全・環境関連の工事 道路標識の設置・道路白線			

(7) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本	社	長野県上田市古里115番地							
		札幌支店	盛岡支店	仙台支店	山形支店				
		郡山支店	水戸支店	宇都宮支店	前橋支店				
 支	店	東京支店	新潟支店	富山支店	金沢支店				
×	凸	甲府支店	長野支店	松本支店	浜松支店				
		名古屋支店	津支店	大阪支店	広島支店				
		福岡支店	熊本支店	鹿児島支店	那覇支店				

(注) 2020年4月1日付で千葉支店・神戸支店を開設しております。

② 子会社

会 社 名	区分	所 在 地		
株式会社レンタライズ	本 社	長野県上田市		
株式会社CTSラインテック	本 社	長野県上田市		

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減
	251	名				5名:	増		

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令 平均勤続年数	
214名	4名増	41.9歳 8.8年	

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 152,000,000株

(2) 発行済株式の総数 42,679,155株 (自己株式720,845株を除く。)

(3) 株主数 4,099名 (前期末比217名減)

(4) 単元株式数 100株

(5) 大株主

株 主	名	持 株	数	持杉	株 比 率	
有限会社 横島		16,000,	株 000	37.5 [%]		
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(≣託□)	4,339,	200		10.2	
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	(信託口)	2,739,	800		6.4	
シーティーエス社員持株会		895,	000		2.1	
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUX JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UC		890,	000	2.1		
株式会社 八十二銀行		835,	200	2.0		
GOVERNMENT OF NORWAY		769,	800		1.8	
猪股和典		666,	000		1.6	
株式会社 三井住友銀行		640,	000		1.5	
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	(信託口5)	439,	200		1.0	

⁽注) 1. 自己株式720,845株は上記から除いております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

地					1	$\dot{\underline{\mathbf{V}}}$	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	社	長	横	島	泰	蔵	株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取			締			役	秋	Ш	秀	樹	執行役員 東海営業部長
取			締			役	金	井	_	智	執行役員 システム事業統括部長
取			締			役	岸	本	明	彦	
取			締			役	宮	坂	正	晴	信州ハム株式会社 代表取締役社長
常	勤		監	置	Ī	役	芦	Ш		久	株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
監			査			役	佐	々木	弘	道	弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
監			査			役	水	沢	健	時	税理士

- (注) 1. 取締役宮崎剛氏及び取締役早瀬実氏は、2019年6月19日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - 2. 取締役秋山秀樹氏、取締役金井一智氏及び取締役宮坂正晴氏は、2019年6月19日開催の第29回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
 - 3. 取締役岸本明彦氏及び取締役宮坂正晴氏は、社外取締役であります。
 - 4. 常勤監査役芦田久氏、監査役佐々木弘道氏及び監査役水沢健時氏は、社外監査役であります。
 - 5. 当社は、2013年11月13日付けで常勤監査役芦田久氏、2014年6月13日付けで監査役佐々木弘道氏及び 監査役水沢健時氏、2017年6月23日付けで取締役岸本明彦氏、2019年6月19日付けで取締役宮坂正晴氏 を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 監査役水沢健時氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支	給	人	員	支	給	額
取	締	役				7名		5	6百万円
監	查	役				3名		1	2百万円
合		計				10名		6	9百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名への支給額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

	<u> </u>	}	氏		名		兼	職	先	兼	職	内	容	兼	職	先	ک	の	関	係
取	締	役	宮均	反 I	E B	青	信州ハ	ム株芸	式会社	代表	取約	帝役	社長	当社と はあり			りには	は特別	の利	害関係
監	査	役	佐々ス	木 弓	弘 違	直	弁護士 佐々木	法人	事務所	代	表	社	員	当社と 利害関					には	特別の

② 当事業年度中の主な活動状況

	П				Irl- /-			4.	`~	41	4.15	`□				
	氏	名			地 位	<u> </u>	主	な	活	動	大	況				
岸	本	明	彦	取	締	役			催した取締役	· ·		. — . —				
	'	/ 3		- 1/	4.45	1/	観的な立場	記立ち、 槙	極的に意見・	助言等を行っ	っております	0				
宮	坂	īF	晴	取	締	役	社外取締役	対任後にお	いて開催した	取締役会10[回すべてに出	席し、中立				
	-1/	ш_	며	47	נן ויון	IX.	かつ客観的	かつ客観的な立場に立ち、積極的に意見・助言等を行っております。								
							当事業年恩	复において 関	開催した取締	役会12回す	べてに出席っ	するととも				
							に、重要会	≩等にも随	[時出席し、企	業経営経験0)観点から中	立かつ客観				
芦	\blacksquare		久	常	勤監査	役	的な立場に	立ち、積極	的に意見・助]言等を行って	こおります。					
							また、当事	業年度にお	いて開催した	監査役会13回	ョすべてに出	席し、監査				
							は経営執行	面を全般に	監視・検証を	行っておりま	きす。					
							当事業年度	において開	催した取締役	会12回すべ	てに出席し、	弁護士とし				
_{/± /}	大マ	34	道	監	杳	役	ての専門的	見地から、	経営上有用な	意見・助言を	を行っており	ます。				
MT ^	< //>	54	炟	<u> </u>	且	1又	また、当事	業年度にお	いて開催した	監査役会13回	∃すべてに出	席し、監査				
							は法務面を	主体に監視	!・検証を行っ	ております。						
							当事業年度	をにおいて開	催した取締役	会12回すべ ⁻	てに出席し、	税理士とし				
							ての専門的	見地と経営	指導経験の観	点から、経営	営上有用な意	見・助言を				
水	沢	健	時	監	查	役	行っており	ります。								
							また、当事	業年度にお	いて開催した	監査役会13回	ョすべてに出	席し、監査				
							は財務面を	主体に監視	!・検証を行っ	ております。						

③ 報酬等の総額

区	分	支	給	人	員	支	給	額
社外役員の報酬等	の総額		6:	名			16百万円	

(注)上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への支給額が含まれております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、 監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、 報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の 同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・ 抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティー基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部 署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、 重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る 責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的 な業務執行を維持する。
- ③ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署 が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営状況を 的確に把握する重要事項を取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ため、内部監査、監査役監査等により、業務の適正を検証する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には 監査役と協議のうえ配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助する使用人をおく場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、 監査役の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- (8) 当社及び連結子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 当社及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
 - ② 監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社及び連結子会社の取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。
 - ③ 当社及び連結子会社は、監査役への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。 また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な 提出に向け、内部統制システムの運用を行う。

また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的に実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを 継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、 会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を実施しております。

また、内部監査については、内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営方針のひとつに定めております。第一に、積極的に事業を展開し、企業全体としての価値の向上を目指します。第二に、企業活動により得た利益に関しては、業績に連動した配当により還元を行います。以上により、将来の利益創造と、現在の利益配分の実現を目指します。

当社の配当政策は、安定配当の考え方を採用せず、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮したうえで、業績に連動する利益還元を行うことを基本方針にしております。期間における自己資本と他人資本の両経営資源活用の最終成果である当期純利益と、決算期末における財政状態に占める自己資本と他人資本の構成に応じて、配当性向及び配当金額を算出することとしており、具体的運用基準を次のように定めております。

なお、配当に対する業績の反映をより明確にするため、当期末配当より年間の1株当たり配当金の算出を10銭単位で行うことに変更いたしました。

■具体的運用基準

- < 1 株当たり中間配当金の算出方法>
 - ・期首において計算した1株当たり年間配当金の1/2とします。
 - ・1株当たり中間配当金の1円未満は切り捨てして算出しております。
- <1株当たり期末配当金の算出方法>
 - ・配当金の原資は、税引き後の当期純利益とします。
 - ・当社所定の計算基準により配当性向を決定します。 配当性向=自己資本比率×0.5+(1-自己資本比率)×0.2
 - ・配当金総額の計算を次の算式により行います。 配当金総額=当期純利益×配当性向-中間配当金総額
 - ・1株当たり期末配当金の計算を、次の算式により行います。 1株当たり期末配当金=配当金総額:発行済株式総数

<その他>

- ・その他配当金計算に関する詳細は当社内規に基づいて行われます。
- ・特別な貸借等の特殊要因により自己資本比率が大きく変動する事業年度については、 その影響を考慮し、配当性向を決定します。
- ・特別な損益等の特殊要因により税引き後の当期純利益が大きく変動する事業年度については、 その影響を考慮し、配当額を決定します。
- ・1株当たり配当金の10銭未満は切り上げして算出しております。

当期末配当金につきましては、上記の配当政策を基に算出しており、取締役会の決定により、1株当たり6円20銭とさせていただきました。年間配当金は、1株当たり中間配当金6円を含め、前期に対し1円20銭増配の1株当たり12円20銭となりました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,822	流 動 負 債	2,487
現 金 及 び 預 金	5,536	支払手形及び買掛金	464
受取手形及び売掛金	1,630	電子記録債務	569
 たな卸資産	427	リース債務	690
そ の 他	233	未 払 法 人 税 等	361
算 倒 引 当 金	△6	そ の 他	400
		固 定 負 債	1,390
固定資産	3,898	リース債務	1,216
有 形 固 定 資 産	3,370	そ の 他	173
レ ン タ ル 資 産	26	負 債 合 計	3,878
建物及び構築物	490	(純 資 産 の 部)	
土 地	949	株 主 資 本	7,821
リ ー ス 資 産	1,883	資 本 金	425
そ の 他	19	資本 剰 余 金	2,399
無形固定資産	52	利 益 剰 余 金	5,457
		自 己 株 式	△460
投資その他の資産	475	その他の包括利益累計額	20
その他	476	その他有価証券評価差額金	20
貸 倒 引 当 金	△1	純 資 産 合 計	7,842
資 産 合	† 11,720	負債・純資産合計	11,720

連結損益計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

	科					金	額
売		上		高			9,172
売		上 』	原	価			5,036
	売	上	総	利	益		4,136
販	売 費	及び一点	般 管 理	費			2,283
	営	業	₹	ij	益		1,852
営	業	≸ 外	収	益			
	受	取	配	当	金	1	
	受	取 地	代	家	賃	2	
	受	取	保	険	金	13	
	そ		\mathcal{O}		他	3	20
営	業	≸ 外	費	用			
	支	払	禾	ij	息	37	
	持 分	法適用(による	投 資 損	失	17	54
	経	常		IJ	益		1,818
特		別	利	益			
	投資	資 有 価	証券	売 却	益	9	9
	税 金	等調整	前当	期純利	益		1,827
	法 人	税、住身	民 税 及	び事業	税	583	
	法	人 税	等 ፤	恵 整	額	△3	579
	当	期	純	利	益		1,248
	親会	社株主に帰	属する	当期純利	益		1,248

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,184	流動負債	2,416
現 金 及 び 預 金	4,976	支払手形	35
受 取 手 形	290	電 子 記 録 債 務 買 掛 金	569 442
売 掛 金	1,277	リース債務	656
たな卸資産	413	リース債務 未 払 金	53
前払費用	4	未払費用	95
R	227	未払法人税等	327
質 倒 引 当 金	△6	前 受 金	2
		預 り 金 そ の 他	12
	4,076	で り 他 し	220 1,368
有 形 固 定 資 産	3,311		1,195
レンタル資産	26	繰 延 税 金 負 債	62
建物	450	資産除去債務	8
構築物	39	そ の 他	101
機 械 及 び 装 置	0	負債合計	3,784
車 両 運 搬 具	2	(純 資 産 の 部) 株 主 資 本	7,455
工具、器具及び備品	14		425
土 地	949	資 本 親 余 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金	2,399
リース資産	1,828	資本準備金	428
無形固定資産	52	その他資本剰余金	1,970
借地大量	3	利益剰余金	5,091
ソフトウェア	41	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	23 5,067
そ の 他	7	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金	185
投資その他の資産	712	別。途、積、立、金	108
投資有価証券	41	繰越利益剰余金	4,773
関係会社株式	609	_自_ 己 株 五式	△460
R	63	評価・換算差額等	20
質 倒 引 当 金		その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計	20 7,476
<u>貝間 カーヨー本</u> 資 産 合 計	11,261		11,261
	11,201	只 误 * 代 艮 圧 口 引	11,201

損益計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

	科					金	額
売		上		高			8,699
売		上 原	亰	価			4,921
	売	上	総	利	益		3,777
販	売 費	及び一角	没 管 理	費			2,069
	営	業	利	l	益		1,708
営	業	外	収	益			
	受	取	配	当	金	1	
	受	取 地	代	家	賃	2	
	受	取	保	険	金	1	
	そ		の		他	3	9
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	35	35
	経	常	利	l	益		1,681
特		別	EJ .	益			
	投資	看 価	証券	売 却	益	9	9
	税	引 前 当	期	純 利	益		1,691
	法 人	税、住民	民 税 及	び事業	税	531	
	法	人 税	等 調	整	額	△3	527
	当	期	純	利	益		1,163

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社シーティーエス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 長 野 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 昌 則 @

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 竜 男 印業務執行社員 公認会計士 藤 野 竜 男 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社シーティーエス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 長 野 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 昌 則 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 竜 男 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の 執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以 下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む)の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社シーティーエス 監査役会 常勤監査役 芦田 久 印 (社外監査役) 芦田 久 印 社 外 監 査 役 佐 々木 弘 道 印 社 外 監 査 役 水 沢 健 時 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式 数					
1	横 島 泰 蔵 (1960年 6 月 9 日生)	1980 年 9 月 当社入社 1990 年 7 月 当社取締役 1995 年 7 月 当社専務取締役 2001 年 6 月 当社代表取締役副社長 2003 年 4 月 当社代表取締役社長(現任) 2017 年 1 月 株式会社レンタライズ代表取締役社長(現任) 株式会社CTSラインテック代表取締役(現任)	76,800株					
	(選任理由) 横島泰蔵氏は、1990年に当社取締役、2003年より当社の代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。							
2	教 山 秀 樹 (1976年 4月 5日生)	2000 年 7 月 当社入社 2013 年 7 月 当社松本支店長 2017 年 4 月 当社執行役員 (現任) 2017 年 10 月 当社東海·甲信営業部長 2019 年 1 月 当社東海営業部長 (現任) 2019 年 2 月 当社近畿営業部長 2019 年 6 月 当社取締役 (現任)	6,215株					
	(選任理由) 秋山秀樹氏は、営業部門の責任者として事業拡大に貢献し、現在も東海営業部長として営業活動を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。							

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数				
3	*** # * * * * * * * * * * * * * * * * *	2002 年 6 月 当社入社 2015 年 6 月 当社事業統括本部 I T インフラチーム部長代理 2016 年 4 月 当社システム事業推進部長 2017 年 4 月 当社執行役員(現任) 2018 年 9 月 当社システム事業統括部長(現任) 2019 年 6 月 当社取締役(現任)	15,715株				
	として収益の拡大を推	業であるシステム事業の責任者として事業拡大に貢献し、現在はシステム 進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことに。 企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。					
4	※ 積	2014年1月当社入社 2017年6月株式会社レンタライズ取締役(現任) 2018年1月当社経営企画部長(現任) 2018年4月株式会社CTSラインテック取締役(現任) 2018年7月当社ハウス備品事業統括部長(現任) 2019年4月当社執行役員(現任)	一株				
	経営基盤の強化を推進 す。同氏の経験・実績	二入社して以来、一貫して経営企画部門に所属し、現在は経営企画部長として、会社のしております。また、ハウス備品事業の責任者として、収益の改善に取り組んでおりま・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向取締役候補者といたしました。					
5	岸 本 明 彦 (1953年1月1日生)	1971 年 4 月 本田技研工業株式会社入社 2006 年 4 月 同社南米本部地域事業企画室長 2008 年 4 月 日信工業株式会社入社 総務・経理・人材開発統括 2008 年 6 月 同社取締役 2011 年 6 月 同社常務取締役 経営管理本部長 2017 年 6 月 当社取締役(現任)	871株				
	(選任理由) 岸本明彦氏は、本田技研工業株式会社及び日信工業株式会社在職中に、経営管理部門の取締役等の要職を歴任しており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数						
6	営	1975 年 4 月 信州八ム株式会社入社 2006 年 9 月 同社執行役員 営業本部長 2008 年 9 月 同社取締役 2010 年 9 月 同社常務取締役 2014 年 9 月 同社専務取締役 事業本部長 2016 年 9 月 同社代表取締役社長(現任) 2019 年 6 月 当社取締役(現任)	一株						
	き、取締役会において取締役会の機能をさら	(選任理由) 宮坂正晴氏は、現在信州ハム株式会社の代表取締役社長として活躍されており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。							

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 岸本明彦氏及び宮坂正晴氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は岸本明彦氏及び宮坂正晴氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は岸本明彦氏及び宮坂正晴氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 6. 所有する当社の株式数には、シーティーエス役員持株会における本人の持分が含まれております。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐々木弘道氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任 をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位	所有する当社の 株式数
佐 & 未 覧 造 (1960年11月13日生)	1995 年 4 月 弁護士登録 1998 年 4 月 佐々木弘道法律事務所 (現:弁護士法人佐々木法律事務所) 開設、代表社員 (現任) 2008 年 6 月 当社監査役 (現任)	一株

(選任理由)

佐々木弘道氏は、弁護士として企業法務を始めとする法務全般に関する専門的な識見を有しており、客観的かつ公平な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏は現在、当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

- (注) 1. 佐々木弘道氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐々木弘道氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 当社は佐々木弘道氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は佐々木弘道氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

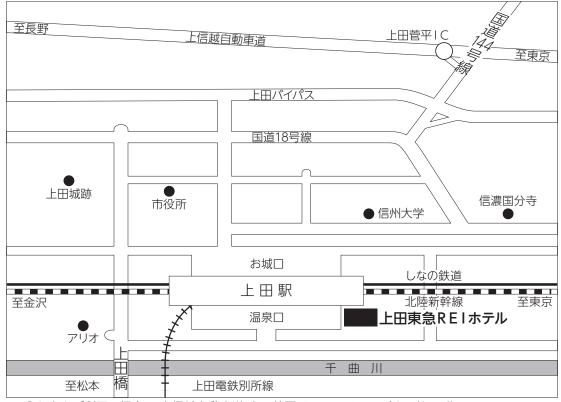
メ〉	Ŧ	欄〉

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1

上田東急REIホテル 3階『信濃』の間

TEL: 0268-24-0109 (代)



- ●お車をご利用の場合: 上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- ●北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合: 上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 人事総務部 TEL:0268-26-3700

[【]株主総会にご来場くださる株主様へのお土産の配布、および株主様との懇親会につきまし <u>ては、昨年より取りやめさせていただいております。</u> 【あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

